

Title	鎌倉時代に於ける漢字字体に関する一資料について： 豊原奉重の白氏文集校訂作業の復元を繞って
Sub Title	Some documents about style of Chinese character in the period of Kamakura : about process of revision by Hoju Toyohara (豊原奉重)
Author	太田, 次男(Ota, Tsugio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1980
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.50, No.記念号 (1980. 11) ,p.23- 61
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	国史 第五〇巻記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19801100-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

鎌倉時代に於ける漢字字体に関する一資料について

——豊原奉重の白氏文集校訂作業の復元を繞って——

太田 次男

わが国に早く漢籍が将来されてより以来、久しきに亘り、それは、当然のことながら、本国と同じく鈔本の体裁をとってきた筈である。

中国に於て、書籍が刊刻されるようになるのは、一般的には、北宋以後のことであり、刊行された実数そのものも限られて甚だ多からず、また、特定の部門のものについては、国外に持出されぬよう嚴重に取締られた。

それにも拘らず、北宋刻本は稀にわが国に将来されたと覚しく、例えば藤原道長など、あるいはその取得ルートを持っていたかとも思われる。無論、それが一度手中に入るや、一般の眼に触れることも殆んどなく、秘藏されたに相違ない。

早く奈良時代以前より、邦人の漢字に関する知識は、入唐する者、来朝した彼地の人々を介して、主として、仏典・漢籍の鈔本により、書写された漢字に接することによって得られた。

とすれば、中国の影響の下、当然、そのときの漢字の（主として楷書をいう。以下同）知識の中には、字体でいえば別体の漢字（普通いわれる異体字と略々同義¹）のそれも数多く含まれていたに相違なく、その使用の実際からみれば、中国の人々に於ける場合と、さしたる差異のない状態と見做して差支えなからう。

その際、中国とは無関係に、邦人の手になる独自の別体文字のごときを過大に考えるのは適當ではあるまい。

わが国に於ける漢字の別体の使用については、例えば聖徳太子筆と伝えられる『法華義疏』をはじめ、嘗ての『古京遺文』に収められる種類のものや、それ以後にも増補された金石文、奈良時代の書跡や写経資料、仏典・漢籍旧鈔本類や古字書類等にみられ、その後定着して、平安・鎌倉・室町時代の漢籍、国書の抄本類にはごく普通に使用されている。

一体漢字が使用される場合、書籍の刊刻が未だ行われず、専ら筆録・書写に頼らざるを得ない時代では、その際、正体の外に、当然、別体の文字が多く使用される。

それは、現在みられるような、正体文字に対する単なる簡略化や省画のためにのみ作られたとは考え難く、それが使用されて定着するようになるものは、必ずや、筆写することそれ自体の操作等とも深く係わっている如く思われる。

それには、種々の理由があるにせよ、遡って考察すれば、元来、漢字形成の根元にも連なり、いわば自然発生にも似た状態から別体の漢字が生れ、引続き使用されるに至ったからには、寧ろ、別体の方が正体の文字よりもその使用頻度は遙かに高く、且つ、その使用が長期に亘って一般化するということも、別に奇とするには足りないであろう。

ただ、中国に於ては、使用字体に關し、ときに一種の規制が加えられた。現存するものとしては、『千祿字書』や『五經文字』『九經字樣』等の成立がこれを示すごとく、使用頻度の高い別体の文字の存在とその使用を認めた上で、少くとも正俗の區別を示し、それに伴い、正字への漸進的復歸に向つての努力が屢々繰返された。科擧の爲などの外にも、中国では、そうするだけの社会的必要性が存したのである。

よく云われる如く、六朝時代は、俗字・略字等が横行した時代であり、それ以来の厯大な蓄積をふまえ、唐代に於ては、是非とも楷書の字体に整理を加える必要があった。

それにも拘らず、別字使用の事態がそれら整理のための試みによって特に大きく改められたり、著しくその使用が減じる程、所期の目的が思う様に達成される迄には至らなかつたようである。

実は、別字の使用は、文字を手写するという操作が主として存する限り、そういう外的規制によって、しかく簡単に減

少や廃止できるものではないのか。つまり、それ程に、曾て、別字の存在理由は厳として存したともいえよう。

この別字と正体の文字等の区別の記述に関しては、既に言及されている如く、わが国に於ても、平安時代昌泰年間頃編纂された天治本『新撰字鏡』や、図書寮本・観智院本『類聚名義抄』等に認められ、所収文字に対し、干祿字書風の正俗通三態の区別を示すような個所も少からずみられる。

但し、かかる区別の記入そのものによって、直ちに、当時の社会に正俗の区別意識が実際に存在し、定着していたことの反映と断定することは出来ないのではないか。⁽²⁾

既に見在書目にもみえるので、『干祿字書』等は将来されており、漢字に関する正通俗等の区別に関しても、当然、一部には知識として知られていたには相違ないが、中国にみられる、試験に応ずる際に必要であるというような、この事に、社会的にさし迫った具体的な必要性は、わが国に於ては、少くとも平安朝以後は、余り認められない。⁽³⁾

つまり、知識として正俗の区別は識ってはいたが、実際には、干祿字書等の記述を引き写しにする程度を出ず、これによって、当時のわが国の一般に於て、同じ楷書体の中にも、複数の字体の存することは知ってはいるが、正字・別字の自覚的な区別が既に實際的にも一般に存在したという証拠にはなり難いであろう。

中国に於ては、別体文字も使用されるが、同時に、正体の文字に接する機会も尠からず、書写された書物のみに限らず、金石文をはじめ、様々であり、その点、わが国とかなり事情を異にする。

つまり、わが国に於て、一般の人々が、干祿字書等で正体とされる文字に、実際に、まとまって比較的数量多く接する機会は、意外に乏しく、長年月をかけて、主として宋刻本等によって始めて与えられるという外はなかったようである。

それも、前述のごとく、北宋刻本は極めて稀観に属し、一般の眼に触れることは殆んどないので、伝来の実態からすれば、その機会は南宋本によって、鎌倉時代に入って、やや多きを加えるという程度を出ないであろう。

また、平安末期以来、宋本そのものでなくても、それが重鈔されて流布する場合も幾分かは認められるので、無論、殆

んど影響は与えないであろうが、こういう傍流を加えてもよい。

但し、刻本とはいえ、南宋本でも猶唐鈔本を承けて、その面影を留め、点検してみると、正体の漢字の間に、意外に多く別字が遺存しているのを認め得る（この事は後に触れる）。とすれば、別字に關し、北宋本では、更により多くこれが使用されていたとみるべきであろう。

このことは、わが国に於て、それだけ正体の漢字に接する機会をよりすくなくしていたことにもなるう。

こうみてくると、わが国で漢字文化に接触する人士が、正体、別体の漢字について、その両者を知ってその区別を自覺的に意識するようになる機会は、かなり時代が降って初めて得られると見做さざるをえない。

大雑把にいえば、書物が刊本としてではなく、書写本を中心にして流布している間は、それにひかれて、永い歴史の流れの中であつて、別字がなんら特別に顧慮されることなく、ごく自然に使用された時代というべく、正体の漢字に対する自覺的な問題意識が生れるのは、降つて、江戸時代に入つてからのことと見做すことが出来よう。

この間、清朝考証学よりの影響等も無論考慮に入れる必要があるう。

近年、例えば『異体字研究資料集成』（一〇巻、別冊二巻）などのごとく、わが国に於ける異体字資料の刊行も盛になり、その研究も漸次促進されつつある。

ただ、これらの研究資料をみればすぐ分る通り、その何れも江戸時代の、しかも主として元禄以後に成立したものであり、その点、前述の私見と符節を合する。

つまり、別字（異体字）への一種の自覺やそれに伴う研究が起つてくるのは、版本の刊行が次第に軌道に乗り、刊本の中で使用される正体の漢字が漸く一般にも認識され、それが普及するような社会的、文化的な体制ができることが、その前提であることを思わしめる。

前記『干祿字書』のわが国ではじめての刊行は宝永年間（同四年跋刊（一七〇七））であり、そして正字というとき、そ

の後準拠すべき最も権威ある字書として『康熙字典』が成立刊行されるのは康熙五十五年（一七一六年）、わが国の享保元年に当ることである。この字書の刊行によって、中国ならびにわが国に於て、結果的には、やがて、正字に対する意識が一層明確になり、同時に、近年みられる如き、異体字を一種格下げしてみようとする見解に決定的影響を与えることになったといえよう。

筆者は予てから、室町時代以前に於て、別字が一般に使用されている頃、その正字に対応し、それへの反応を示す好適な資料として、白氏文集金沢文庫旧蔵鎌倉鈔本に注目してきた。

いま、その鎌倉鈔本二十軸⁽⁴⁾を異体字プロパーの立場から取上げようとするのは、そこに次のような利点が認められるからである。

(1) 鎌倉時代書写の資料として、その書写年代や筆者もほぼ明かであり、かつその分量も比較的多いこと。

(2) 対象となる二十巻のうち、十七巻は旧鈔本の転写本である。残りの三巻は底本を宋刻本とするその重鈔本である。従って、鈔本ではあるが、他の巻に比して、正体の漢字の使用が頗る顕著である。この事は、当時の他の漢籍に比較しても同様のことがいえる。

二十巻の本文は、後に述べるごとく、数人の手になるが、校訂及び書入は総て豊原奉重という一人の手になった。

この、旧鈔本・宋刻本という底本を異にした本文への一人による校訂作業の過程を丹念に調査すれば、校訂者奉重の正体・別体の漢字に対する反応が様々の形で表され、その点、鎌倉時代に於ける異体字資料として貴重である。

(3) 特に、金沢本の復元的調査及び撮影により、正体の多数みられる巻——特に巻三十一・三十三・五十四——に於ける校訂者の作業を復元的に吟味することが出来、それにより、字体上の問題にも新しい資料を加えることが出来たこと。

以上の理由から、この資料を取上げることにする。校訂者豊原奉重一人の校訂操作に於ける別字使用の分析が中心ではあるが、その一人を通して、鎌倉時代、及びそれ以後をも含める、漢字の正字・別字への問題意識の一端の解明に資する

ことが出来るであろう。

註

(1) 『偏碑別字』(羅氏原著北川博邦編、雄山閣刊)の解説に於て、北川氏は、近年わが国で多用される「異体字」なる名称は、中国では本来「別字」「別体」といわれたと述べられ、また、異体字という場合は、先ず正字を想定し、又正異はその間に是非善悪の等差をつけるようだともいわれ、これに対し、別字というときは、本字と同格であり、対等であるとされる。筆者もこれと略々意見を同じくするものであり、以下の記述に於て、特別の場合を除き、異体字といわず、「別字」或は「別体」に統一してこれを使用する。

(2) 例えば、天治本新撰字鏡と圖書寮本類聚名義抄とに於ける正体字以外の文字に対する表記の仕方は著しく相違する。

圖書寮本のそれは、ほとんども干祿字書に一致し、正通俗の区別が屢々みられる。但し、唐代でこそ意味があったろうが、当時、通字・俗字の区別がわが国で実際にどれ程の意味をもち得たであろうか。例えば「陵上通下正」「裴裴上通」「流流上谷」「疏疏上通」「坐坐聖上谷中下正」等、多くの例をみると、漢字使用の実状とは余り関係なく、かゝる区別が記入されているとしか思えない。

それに比すれば、新撰字鏡の方が遙かに当時の実情に即したものといい得べく、無論、『干祿字書』の名が実際にみえ(巻九、「辺」)、「白名召上俗作二正作」の如く、干祿字書に近い表記もあるが、

同字書に記載されていない例が多く収められ、「滄餐餐餐四同」「嶠嶠二同」「峽峽同」「備備備三同」「干祿字書」では上字と下字が入替り「上俗中通下正」と注す)のような異形同字の等価値扱いの記述例をみれば、名義抄の記入の方法と相違している事がわかる。

つまり、当時、一般に、正体と別体との区別に関する共通の認識やその表記の仕方が存したなどは到底いえない事がこれによって知られる。

(3) ただ、平安以前では、天武紀十一年(六八三)所載の「命・境部連石積等、更肇俾造新字一部四十四卷」の傍点の個所には触れる必要がある。

この大部な編纂物の記述に対する徴証は殆んどなく、江戸時代以来諸家の多くの意見がみられるが、何れも臆説の域を出ない。ただ岡井慎吾博士が、「漢土の風氣に刺戟せられて吾が国の学界が字体の整理を要望した結果と見るもので有る」(『日本漢字学史』四十五頁)とされ、小島憲之博士はこれを卓見として支持された(「文字の揺れ」―飛鳥朝「新字」の周辺―「文学」(一九七九年五月号))。

一方、和田英松博士は「国史の編輯と、何等か関係のあったやうに考へられます」(『国史国文之研究』)と述べられている。

確かに、この事は天武朝の新時代への動きをふまえて考える必要があるうし、また、境部連石積が一再ならず入唐したその頃

の彼地は、『干祿字書』の撰者顔元孫の存したときに当り、兩人は略々同時代の人でもある。彼地の字体整理の実情によつて、わが国の現状を顧み、石積が何らかの刺戟を受けたことは考えられないことではない。

平安以後の書写本一般に使用される別体文字と、平安以前のそれとは、無論共通するものも尠くないが、その間には如何にしても、段階的区別の存することが認められる。

『新字』がこの間に果したかも知れぬ役割を实証する事は出来ないにしても、小島博士が「文字の揺れ」と表現された事態に

対しては、幾分はこれを校証すべき余地は猶存しよう。

(4) 白氏文集金沢文庫旧蔵本と称するものの内訳を挙げれば、鎌倉書写本二十三卷(大東急記念文庫蔵十九卷・天理図書館蔵一卷・田中穰氏蔵二卷・保阪潤治氏旧蔵一卷)の外、これとは別に、五卷の平安書写本(田中穰氏蔵三卷・三井源右衛門氏旧蔵二卷。外に、卷六・五十七の断簡)が現存する。平安鈔本の五卷すべて、及び鎌倉鈔本の田中・保阪両氏蔵本は、何れも閲覧の機会に恵まれず未見であるので、結局、今回の対象となるのは、閲覧・調査をすませた鎌倉鈔本の二十卷に限られる。

一 (1)

これより以下、白氏文集金沢文庫本(以下、金沢本と略称する)に於ける別字の問題を扱うが、それに先立って、主題の解明の基礎として、主題に係わるこの本に関する必要事項について述べる。

前項で注記した如く、金沢本鎌倉鈔本は二十三卷が現存するが、もとは、これより更に巻数が多かった事は確かで、その原本の存否はいま明かではないが、その奥書のみが転写されて現存する卷(卷四十四・六十一)のある事によって、これを証することが出来る。

但し、元来、完本の七十卷の全卷が書写され揃っていたかといえ、それを確証することは出来ない。現存各卷の書写年月を辿って仔細に検討すると、完本を前提とすれば若干の不都合が認められるが、この点に関し、未だ断定する迄には至っていない。

次に各卷の本文の書写は、寛喜三年(一一三二)から貞永二年(一一三三)の間であり、数人の手に成る。

鎌倉時代に於ける漢字字体に関する一資料について

本文が書写された後、引続き、三次に亘る校訂作業が加えられる。第一次〔寛喜三年—天福元年（一一三三）〕、第二次〔嘉禎二年（一一三六）—寛元五年（一一四七）〕、第三次〔建長三年（一一五一）—同四年〕であり、この第一次から三次に亘る校訂作業は、書入れの筆跡より仔細に検討した結果、すべて豊原奉重の単独の作業とほぼ断定することが出来る。各巻の本文書写年代から通算すれば、それは二十年を超える大業である。

奉重は校訂作業のみでなく、本文そのものも三巻分を自から書写し、外に他の巻数巻についても、一部本文を書写している。巻数も多く、それに加えられる三次に亘る校訂作業のすべてが単独の人間によって行われていることは、対象を絞る点で好都合である。

三次に亘る校訂作業の内容は、第一次は、主として本文書写者の誤写・誤脱等の訂正に主眼が置かれる。第二次は、摺本（宋刻本。北宋、南宋の何れであるか断じ得ない）による校合作業であり、⁽¹⁾両本の本文に異同があるときは、摺本よりの校合注が行間に書入れられたり、時には、摺本により本文の誤字が訂正されることもある。旧鈔本と宋刻本との本文が比較されているので、この過程に於て、当面の別字の問題にとっても好資料が提供されるのはいう迄もない。第三次は、「貴所御本」（冷泉宮本）という別種の旧鈔本との校比であり、その異同が校注（イ本）として記入されている。

この校訂作業に於ては、加筆・重書訂正や、元字の胡粉による、あるいは墨による塗抹の上に新たな字を書き入れるような、複雑な訂正や補正の過程がみられる。

この頻繁に加えられている訂正・加筆の作業過程に於て、塗抹等による訂正個所で、その塗抹の胡粉が既に剝落し、その上に曾て書入れられていた訂正の文字等に関して、一部痕跡は残るとしても、時として解読不可能な個所が存する。

そういう不明瞭な個所の解読を少しでも可能にするために、金沢本二十巻に対し特殊撮影を行った結果、⁽²⁾出来上ったその写真により、元字とその加筆個所の墨色の相違が明瞭に区別されたり、また、塗抹等による訂正個所の、訂正の筆が加えられる以前の元字及び訂正後の文字が、ある程度、比較的明瞭に解読できるようになった個所も尠くない。

後にも触れるが、全巻に亘り、その中には、無論別字に関する個所も含まれ、そのうち、卷三十一・三十三の、つまり底本が宋刻本である巻で、特に有効に作用し、これ迄気づかれなかった貴重な資料を得るのに役立っている。同様のことが、この三巻以外の他の巻にも及んでいる場合も尠くない。本篇の副題に「復元」の二字を使用した所以はここにある。

校訂者豊原奉重については、猶明瞭ならざる点も尠くないが、これ迄知り得たことを尠しく述べる。

先ず、その名に関し、曾て金子彦二郎博士はこれを「泰重」と解されたが、金沢本の奥書の自筆署名をはじめ、「泰」と見做すのが誤りであることは最早疑う余地はなからう。この点に関しては、拙稿を参照せられたい。

その生没年は何れも明かではない。ただ、内閣文庫蔵律江戸初写本（金沢文庫本の模写）二巻のうち、卷第一奥書に、

文永十年十一月十九日以右金吾校尉奉重遺本／裏書頭書以下多潤色

とあるので、文永十一年には既に没していることが知られる。

その閲歴をみると、金沢本書写の頃は、その奥書にある通り、「右衛門権少尉」（卷十七（寛喜三）・卷二十四（同）・卷四十一（貞永元）奥）に従うべきであろう。

ただ、金沢本の奥書の年次以前にまで遡って資料を検すれば、

嘉祿二年仲冬（一二二六）

土御門院
前武者所

内閣文庫蔵律第一奥

安貞二年・正・十（一二二八）

凶書少允

書陵部蔵類聚三代格卷第一本奥

同 四・十（同）

凶書允

東山御文庫蔵類聚三代格第五本奥

同 十一・十三（同）

右衛門小尉

書陵部蔵類聚三代格第八本奥

などがあり、この安貞二年十一月の「右衛門小尉」は、無論実際には「権少尉」と解すべきものであろう。

また、内閣文庫蔵令義解第七江戸写本（金沢文庫本ノ模写）の元奥書に、安貞三年、明法博士中原章久の奉重に関する記述があり、

抑金吾者依稟庭訓於累葉之／風可瑩鑽仰於玉条之露而中／古以降家門悉廢學久昧仙砌／之月父祖共忘道徒翫官樹之花
／爰校尉學始勤學也志元懇／志也因之忒部書律併授之而已
とみえる。

この古代法の書写本の蒐集や研究は、ほぼ時を同ぐくして同法を研鑽する北条実時の本文蒐集作業と時に交錯する。奉重の年譜の上からみれば、この古代法と白氏文集の蒐集・校訂作業という、共に時間と労力を必要とする二つが、ほぼ時を同じくして併行して行われたことが明かになった。

奉重という人は、その経歴からも知られる如く、二つの調査対象に関する諸本の蒐集や本文校訂等には頗る熱心ないわば篤志の士ではあるが、さりとて、その出自は、特に博士家出身というような、特別な専門職の家系ではないようである。奉重の依頼により、文集本文を書写した数人の人にしても、必ずしも学問の道の人ではないらしく、それらの人々による書写直後の本文には誤写・誤脱が極めて多く、奉重の第一次校訂作業は、そのため、殆んどその訂正に費されている。そういう意味で、いま、首題に係わる人物としての奉重は、当時の、文字を扱う人士のごく一般的水準を示すのに適当であると思ふし得ようし、その点でその校訂作業の跡を生々と留める白氏文集金沢文庫旧蔵本は、特に専門的ということもなく、当時の一般的水準に於ける別字検討資料としても好適であるといえよう。

註

(1) 奉重による白氏文集校訂の作業に於ては、底本として旧鈔本が使用され、第二次校合のとき始めて宋刻本が採用されている。

かくの如く、比較的卷数の多い漢籍各巻につき、宋本も夫々校合作業の中に使われること自体、当時としてはまことに稀なことである。

その場合、各巻の本文が書写されると、宋本が使用される第二次校合の間は、五、六年の距りがあるに過ぎない。とすれば、若し奉重が強く希望したならば、永らく稀觀本として珍重された宋刻本をこの際底本とし、それを本文とすること、この時点では、不可能ではなかったかも知れない。ところが、これは後にも触れるが、実際には旧鈔本が底本とされ、宋刻本は対校に使用されるに止まる。

旧鈔本には訓点や種々の書入れも施されているので、当然解釈をも伴う校訂作業に、原則として点本である旧鈔本が、第二次的な本文として、脇に退けられることは、実際には不可能であったと見做すべきであろう。

(2) この撮影の件に関しては、三島海雲記念財団より、昭和四十八年度学術奨励金を贈与せられた。それにより、東京国立文化財研究所に於て、原本をガラス台上に載せ、透射光線を活用し、台下、及び上よりライトをあて、フィルムはパンクロSS・パック(4×5)を使用して、原寸大六七九枚の写真を作製

(2)

前項につき、金沢本に使用されている別字以前の基礎的問題を更に検討する。既に述べたが、底本として宋刻本が使用された卷三十一・三十三・五十四の三巻を除き、他の十七巻を取扱う。首題の主体となる三巻については、こゝでの記述をふまえて、次章で述べる。

金沢本の本文が数人の手により書写された事は既に述べた。いま、十七巻分の別字を扱うに当り、書写者の間に個人差乃至書き癖がどの程度介在するかを知らんが為に、先ず、十七巻を書写者別に分けてこれを吟味する。

書写者に関する部分の金沢本の奥書は、本人の手によらないこともあり、必ずしも正確な記述であるとは思われないので、無論、これも参考にはするが、本文の筆致に主眼を置いて分類すれば次のようになる。

(1) 豊原奉重書写　これは奉重自筆の奥書を規準にすれば、本文の筆致もその奥書のと一致するので問題はない。卷二十二・五十四・六十三の三巻がそれである。

鎌倉時代に於ける漢字字体に関する一資料について

した。尚、撮影過程やその結果については、同財団同年度の『第十一次事業報告書』中に経過を報告した。

(3) 拙稿「白氏文集金沢文庫本の復元について」(『斯道文庫論集』第十一輯・昭和四九刊)

(4) 金沢本の奥書によれば、「右衛門権少尉」とある外、「右金吾校尉」「右衛門尉」「右衛門少尉」等もみえ、現存金沢本奥書としては最も新しい年次の卷二十八、天福元年(一一三三)五月では「右衛門少尉」となっている。但し、その閱歴からすれば、これも権官とみるのが穏当であろう。

この外、これは各々全巻ではないが、次の六巻には、本文中に部分的に奉重の書写個所が認められる。卷十七・三十一・三十九・五十二・六十五・六十八がそれである。

この奉重の自筆巻及び自筆個所に於ける別字に関しては、次章で一括して述べるので、ここではこれ以上触れない。

(2) 但馬房による書写 卷二十八の奥書に、

寛喜三年四月二日書写了 但馬房令書之

とあり、書写者の奥書は無かったものと覚しく、この一行は総て奉重の筆になり、但馬房の自筆とは認め難い。無論、本文はこれとは別筆である。

田中穰氏蔵卷十四鎌倉鈔本は未見のため、いま対象外であるが、奥書を写真図版によって検すれば、

寛喜三年正月廿五日書之 但馬房書写之

とある。この一行も、すべて明かに奉重の筆であり、但馬房の自署ではない。本文については、卷二十八とこの卷十四は一筆と認められる。

奉重の筆とはいえ、卷十四奥書の「但馬房書写之」をとれば、卷二十八（及び卷十四）の本文は但馬房筆となるが、先の「但馬房令書之」ともあるので、いま両巻を遽に但馬房自筆の巻とは断じ得ない。但馬房に係わる人の筆とみるのが穩当であろう。

(3) 助阿闍梨の詔による書写 卷五十二奥書に、

貞永元辰壬八月廿一日 写了 助阿闍梨詔之

とあり、「……写了」迄は本文と同筆、「助阿闍梨……」以下は奉重筆である。つまり、ここにも書写者の自署はない。阿闍梨に係わる者の筆とみられる。

(4) 唯寂房による書写 以下は、唯寂房の寂有(1)が依頼され、数人がこれを分担して書写した巻である。筆致からみて、

次の如く、四グループに分けることができる。

① 卷六・九・十二・十七

② 卷二十一・二十四

③ 卷三十一・三十三・三十八・三十九・四十一・四十七

外に、卷四十、保阪潤治氏旧蔵本（現在所在不明）は一葉の写真図版からみて、同じく③に入る。

④ 卷六十二・六十五・六十八

尚、卷三十八のはじめの方、二行、及び尾近く、また、卷三十九・六十五にも他と全く異筆の個所がある。更に、これとは別に、卷三十九の二ヶ所に、夫々異筆の数字分にも、(1)(2)(3)をも含め、以上の何れとも異なる筆致の個所が認められる。

この四グループのうち、①②④には問題はないが、③について一言つけ加える。卷三十九の奥書に、

貞永二年正月廿日於今小路書了執筆上池門人觀経

とあり、これは本文と同筆である。

更に、卷四十七の奥書には、

貞永元年壬辰八月三日 書了 唯寂房融範又改名 令書之

とあり、本文と同筆であるが、このうち、「唯寂房」「又改名融範」「令書之」の個所は別筆で、筆跡から奉重の別時書入と思われる。

そして、この記述の仕方からすれば、「唯寂房」と「融範」とは必ずしも同一人物とは思われず、第一、奉重にとって未知の人ですらあるらしい。「融範」という名前は出たが、本文の筆者とは、別人とみるべきであろう。また、その人は、無論先に触れた「觀経」とも別人であろう。

従って、③の六卷は、筆跡は似るが、実は、すべて単独の筆者による書写とみるよりは、寧ろ複数とみる方が穩当である

鎌倉時代に於ける漢字字体に関する一資料について

う。つまり、四グループに分けはしたが、それは直ちに厳密に四人の筆者に限定することを意味しないということである。とすれば、金沢本現存本のうち、既に調査済の二十巻に関する限りでは、結局、少くとも七人を超える書写者が存するものといつてよからう。

このうち、前述のごとく、こゝでは奉重筆の巻には触れないので、それ以外の人の書写になる巻に関し、別字使用の実際について、先ず相違点の有無につき検討し、次でその実態全般について述べる。

前述の三巻を除く、十七巻の夫々について、別字の使用情況を検討すると、特に巻による著しい相違点は認められず、ほぼ共通した文字について、何れも同じように、別字が使用され、また、その別字の字体そのものも、相互に、殆んど相違がないことが認められた。

次に挙げる巻四十七の例は、寧ろ例外的なものかと思われるが、少しくこれに触れる。この巻についても、別字は他の巻と共通した文字について、ほぼ同様に認められるが、何故か、ただ「亡」及びそれと関連する文字についてのみ、他巻と相違する。

この文字について、他巻は何れも、殆んど例外なしに、別字が使用され（四三頁¹²²参照）、正体の使用例は極めて稀であるといつてよい。

ところが、この巻に限って、十四ヶ所の何れもが正体の「亡」であり、一ヶ所のみ別体である。しかも、そのうち三ヶ所は、もと少々細筆であったので、その上にわざ／＼重書して、太々と、明瞭な正体の文字に改めてある。

外に一ヶ所のみ、本文「見亡者之自敗……」とあるべき個所は上三字が料紙が破損して明でなく、「亡」も正確には分らないが、重書した「亡」であるらしく、その右傍に別字が書入れられている。これは「亡」とその別字が同字であることを示すためであろう。

また、関連する文字としての「忘」も、他の巻では何れも別字（同¹²³参照）が使用されるのに、この巻に限って四ヶ

所のすべてが何れも正体である。

但し、関連する文字に關しても、その正体が使用されるのはこの二字に限られ、同じく関連のある文字「荒」(五ヶ所)などもすべて、正体ではなく、別体が使用される。

以上の、ある特定文字に關してのみ正体文字が使用されることが、書写者の書き癖によるのか、或いは、底本の実態がそのまま反映した結果なのか、断定はし兼ねるが、この一卷のみに關する事なので、後者とみてよいのではなからうか。

いま、正体の文字使用に關するほんの一例を取上げたが、実は、こういう例ですら、金沢本全卷の中では特殊なこととして目立ち、特記するに価するのである。

つまり、それ程金沢本全卷に亘り、ある一定の文字に關し、共通して、別字が多く使用されていることになるわけである。

また、金沢本十七卷分について、その書写者をグループ別に検討して、それによって、書写者に於ける書写上の何か特殊性の有無を吟味したが、その結果、殆んどそれらしき要素は認められなかった。

これによって、各巻の底本となった旧鈔本がほぼ同程度の水準にあるものであり、その書写者についても一假令、誤写・誤脱等の数の上で、各巻、若干の相違は存するにしても一何れもそれ程高いとはいえないが、さしたる相違のない書写能力をもつものと認められる。

こうして抄出された金沢本十七卷にみえる別体の文字は、実は、近年、平安・鎌倉・室町時代書写の典籍類の翻印に際してよく附載される異体字表に収められる字体と殆んど相違は認められない。それらについては、正体との関連から、次章で少しく表示するつもりである。

ただそれらを形態の上から整理した結果からいえば、例えば杉本つとむ編著『漢字入門―干祿字書とその考察―』に於て、干祿字書に於ける別字を帰納して正体と異体との相関構造として挙げられた四十項の各項にはば余すところなく配分

される。つまり、『干祿字書』の別字と形態的には極めて近いということになる。この事は、金沢本をも含め、わが中古・中世・近世までの書写本に認められる別字が、唐代に行われた別字と密切に関連することを明かに示しているといえよう。

註

(1) 金沢本奥書に、年月日と共に、それと同筆による「寂有」

の二字が書入れられている巻、及び、歳次記入の筆は同じで、

「寂有」の二字のない巻を挙げる。

(巻六) 寛喜三年二月廿二日 寂有

(巻九) 寛喜三年辛卯二月廿日 寂有

(巻十二) 寛喜三年三月三日書了 寂有

(巻廿一) 寛喜三年三月廿一日

(巻廿四) 寛喜三年三月廿六日書了

(巻卅一) 寛喜三年辛卯十二月十六日書写 寂有

(巻四十一) 貞永元年^{壬辰}七月十九日 寂有

(巻六十五) 貞永元年^{壬辰}十月一日 寂有書了

(巻六十八) 貞永元年十月十九日 書了

これ以外に、別に卷十七・二十一・二十四・三十三・三十八にみえる「唯寂房寂有」は以上のと異筆であり、それは奉重の筆である。

二 (1)

次に、別字に関し本篇の中心となる金沢本卷三十一・三十三・五十四の三巻について述べる。

先ず、卷五十四の奥書を記せば、

貞永二年四月十九日書了／右金吾校尉原奉重

此卷書写之本欠之間尋摺本書入之処摺本又摺銷所々／多之故或遺料紙或付置輪畢以証本。可令^重比較之也

寛元五年正月三日借請菅大府卿^{為長}証本移両点多散不審畢

建長四年三月五日傳下貴所之御本重移点了

とある。

この巻は校訂者奉重書写の巻であり、従って、奥書もすべてその筆であって、他人の筆は一切交えていない。

奥書に明記される如く、現存の巻では、これのみが底本に使用すべき旧鈔本を欠くので、宋刻本を底本にしている。既に触れた如く、他巻では、少くとも、次に挙げる巻三十一・三十三を除けば、旧鈔本を底本とし、第二次校訂に於て、はじめて宋刻本が使用される。そういう相違がある。

次に、巻三十一・三十三の奥書を記す。

(巻第三十一)
时会昌四年孟夏之月首夏上旬為書願達比國
結当来縁鷹門人議記之

寛喜三年 卯辛 十二月十六日書写唯寂房寂有書之
(唯寂房三字奉重筆)

貞永二年正月八日朱点了 右金吾校尉原奉重
同二月廿六日委点了

嘉禎二年三月廿五日比较与唐本訖

建長四年正月廿二日傳下貴所之御本移点了

(巻三十三)

本云
会昌四年五月二日夜奉為 日本国僧惠善上人写此本且縁念々
夜間睡夢用筆都不堪任且充草本了皆疏書之内題内也

寛喜三年四月十八日唯寂房書写之了

貞永二年正月五日校合了

(朱筆)
同十七日朱了
同二月廿八日委点了 右金吾校尉原奉重

嘉禎二年三月廿六日比较唐本訖

建長四年正月十五日傳下貴所之御本重移点了

両巻の奥書のうち、巻三十一の「寛喜三年卯辛十二月十六日書写 寂有」という異筆部分を除けば、他は、すべて奉重

鎌倉時代に於ける漢字字体に関する一資料について

の筆である。

以上の如く、この二巻の奥書には、夫々の本文が、前の卷五十四の如く、宋刻本を底本とする旨は何も記されていない。尚、両巻共、尾題の次に双行で書入れられた「会昌四年……」の文は、惠尊本の元奥書であり、別の本より、奉重の筆により転写されたものである。次行以下の奥書書入れの後のことであろう。あるいは建長四年の記入かも知れない。

とはいえ、既に拙稿にて検討した如く、この二巻の本文は元来、現存の南宋紹興年間刻本に近く、わが国現存の旧鈔本とは、それだけ距っている。

それに、後に述べる如く、卷五十四と同じく、この両巻は、他の巻に比し、正体の文字の使用が顕著である。

また、卷五十四の奥書に、使用した宋本が「摺本又摺銷所々多之」という状態であったというが、恐らく、その事と無関係ではなからう、卷三十一・三十三の両巻の本文の筆跡を仔細に点検すると、書写直後の本文では、一字乃至数字を欠くため、その個所は何れも奉重の筆をもって補充してある。

そういう個所は、卷三十一で少くとも三十一ヶ所、卷三十三で十二ヶ所は認められ、両巻とも奉重書写の卷ではないので、そういう奉重の後補個所は、筆跡からも、墨色からも比較的容易に判別し得る。

こういう現象は三巻を除く他巻では殆んど認められない。これは、卷五十四に於けると同様に、底本に於ける「摺銷」部分が存するものと見做すのが穏当であろう。

つまり、卷三十一、三十三の両巻は、卷五十四の如く、奉重が直接底本として宋刻本を使用することこそ無かったが、奉重使用の鈔本の、その一つか二つ遡った祖本の時点に於て、宋刻本が底本に使用されたものと見做してよからう。

これに関連して、その祖本の元の姿がそれ程改められていないことは、例えば南宋皇帝の諱に関する闕筆個所も、ままた末画のその個所が後補されている場合もあるが、元のままの個所も尠からず遺存していることによっても知られる。

次にこの三巻にみられる正体の文字について述べる。

その正体をどの範囲まで採るかにつき附言するが、以後しばしば使用される「本文元字」という言葉の意味につき、ここで予め記しておく。

本篇の副題に「復元的」という言葉を使用したのが、これと関連するが、例えば、卷三十一中書制誥の目次にある、

韋審規季虞仲崔戎姚向湿会等制^(ママ)

に於て、旁点字の「審」は、その元字に縦肉太の筆が加えられ、番の起筆「ノ」を抹消して別字に改められている。また、「規」も、この正字である元字に胡粉による一部塗抹及び「ノ」の墨加筆があつて、結局、「規」に改められている。

かかる個所は、金沢本を仔細に調査してゆく中に気付いたものであり、その後特殊撮影による復元的写真によつても、尠からず説明することが出来た。

既に述べた如く、かかる種類の塗抹や加筆訂正の個所が、金沢本に於ては極めて多く、それが以下で、屢々問題点として取上げられるであろうから、書写直後で訂正以前の文字をここでは「本文元字」と称し、訂正後のものと區別して扱う。この訂正作業は、無論、別字に関する個所のみではなく、本文校訂についても深く係わつて⁽²⁾いる。

本文に関することなので、ここでは直接には関係ないが、筆者は、校訂作業の著しく加えられている金沢本のような本文について研究する場合は、元本文と校訂後の本文とを、同じ本文の中に存するが、二本として別々に扱う必要があると提案している。

以下、筆者のいう「本文元字」をも含め、卷三十一・三十三・五十四の三卷にみられる正体の文字のうち、主たるものを表示すれば次の通りである。

ここに挙げる正体の文字は、首題の主たる対象である三卷には顕著に認められ、他の十七卷に於ては、その殆んどが別体の文字となつてゐるものを書いた。従つて、例えば「與」など、全卷に亘り正体が認められるような多くの例は含んでいない。別体を小字にして、各文字の下に加えた。尚、表の文字は慶応義塾大学文学部(国文)学生武藤康史君の筆になる。

イ 夷夷 (1) 允允 (2)

ウ 烏烏 (3) 塢塢 (4)

工 影影 (5) 役役 (6) 役役 (6)

才 鳴鳴 (7) 於於 (8) 鶯鶯 (9)

(10) 往往

力 夏夏 (11) 回回 (12) 害害 (13)

(14) 鶴鶴 (15) 摧摧 (16) 冠冠 (16)

(17) 寬寬

キ 規規 (18) 幾幾 (19) 器器 (20)

(21) 秖秖 (22) 糾糾 (23) 況況 (23)

(24) 京京 (25) 橋橋 (26) 矯矯 (26)

(27) 驕驕

ク (28) 訓訓

ケ (29) 景景 (30) 傑傑 (31) 憲憲 (31)

(32) 巖巖 (33) 巖巖

コ (34) 顧顧 (35) 鼓鼓 (36) 侯侯 (36)

(37) 荒荒 (38) 號號 (38)

サ 最最 (39) 再再 (40) 策策 (41)

(42) 散散 (43) 坐坐 (44) 座座 (44)

(45) 暫暫 (46) 殘殘 (46)

シ (47) 刺刺 (48) 緝緝 (49) 揖揖 (49)

(50) 葺葺 (51) 修修 (52) 就就 (52)

(53) 悉悉 (54) 失失 (55) 膝膝 (55)

(56) 叔叔 (57) 攜攜 (58) 庶庶 (58)

(59) 初初 (60) 所所 (61) 勝勝 (61)

(62) 笑笑 (63) 賞賞 (64) 職職 (64)

(65) 審審 (66) 爾爾 (67) 邇邇 (67)

(68) 襦襦 (69) 儒儒 (70) 濡濡 (70)

(71) 從從 (72) 敘敘 (73) 條條 (73)

ス (74) 醉醉 (75) 翠翠 (76) 粹粹 (76)

鎌倉時代に於ける漢字字体に関する一資料について

(110) 播播	(109) 能能	(106) 塘塘	(103) 桃桃	(101) 鐵鐵	(98) 底底	(96) 秩秩	(93) 兆兆	(90) 臺臺	(89) 屬屬	(86) 足足	(83) 遭遭	(80) 蘇蘇	(78) 節節	(77) 頰頰
(111) 凡凡		(107) 督督	(104) 等等	(102) 典典	(99) 低低	(97) 致致	(94) 跳跳	(91) 第第		(87) 卒卒	(84) 莊莊	(81) 曹曹	(79) 席席	
(112) 帆帆		(108) 統統	(105) 唐唐		(100) 哲哲		(95) 寵寵	(92) 帶帶		(88) 率率	(85) 桑桑	(82) 漕漕		

(139) 牢牢	(137) 戾戾	(135) 涼涼	(132) 陵陵	(129) 流流	(128) 約約	(126) 慢慢	(125) 歿歿	(122) 亡亡	(120) 覓覓	(118) 富富	(117) 繆繆	(114) 罷罷	(113) 汎汎
	(138) 斂斂	(136) 諒諒	(133) 亮亮	(130) 琉琉		(127) 謾謾		(123) 忘忘	(121) 弊弊	(119) 福福		(115) 備備	
			(134) 兩兩	(131) 旅旅				(124) 妄妄				(116) 微微	

・この表は、正体の文字表であるので、小字の別体字については、全巻について総てを網羅したものではない。
・文字の配列は、各字の字音を五十音順に並べた。濁音は後にしてある。

註

(1) 拙稿「大東急記 白氏文集金沢文庫本の復元について」(上)

〔かがみ〕第十五号・昭和四六年刊)

同「白氏文集金沢文庫本私見―卷三十一を中心にして―」(「史学」四四―三・昭和四七年刊)

同「白氏文集金沢文庫本の復元について―卷三十三を中心にして―」(「斯道文庫論集」第一輯・昭和四九年刊)

筆者は後の二篇に於ても、既に若干別字の問題を取扱っている。しかし、その時は金沢本文の検討と関連させて述べた。

今回の拙稿は、その必要を認めたので、無論二篇をふまえた上で、別字プロパーの立場から再び取上げたものである。

(2) いま、長恨歌(文集卷十二)の一節を引いて説明する。
「落葉滿階紅不掃」の旁点字を刊本は、何れも「宮」に作り、

旧鈔本は「落」に作る。この個所は、両本本文で異同がはっきりしていることで知られる。

ところが、この「落」を金沢本で仔細に点検すると、曾て元字は「宮」とあり、それを丁寧に摺消した上に、改めて「落」が書加えられていて、余程注意しないとこの改変の事実は見逃され易い。とすれば、旧鈔本としての金沢本長恨歌の元本文は「宮」であり、校改して「落」に作られた事が知られる。

こういう例は外にもあり、卷十七「潯陽歲晚」(1010)の「可憐白司馬老大在湓城」の「白」も、よく点検すると塗抹された元字は「魯」である事が辛うじて判読できる。

この場合は、寧ろ、「魯」とあるのが正しい。この文字はいまは塗抹されているが、人間にこの個所より外にはみられず、貴重な一例といえる。

(2)

前章尾に正体文字表を掲げたが、すべて金沢本卷三十一・三十三・五十四の三巻にみられるものであり、他の十七巻をも含め、室町頃迄の漢籍・国書の書写本には、当該字は多く別体字が使用され、比較的稀な例を蒐めたものである。

いまの眼からすれば、何の変哲もない普通の正体文字に過ぎないであろうが、当時としては、これだけでも、わが旧鈔本にこれを求めることはそれ程容易ではない。つまり、それだけ、これらの文字について、どれ程別体字が一般に普及使用されていたかが分ろう。

そして、この三巻に、正体の文字がかくも多くみえるのは、夫々の祖本が宋刻本である事に起因することは既に述べた通りである。

その三巻のうち、卷三十一・三十三の両巻は恐らく唯寂房一統の者がこれを書写し、卷五十四は校訂者豊原奉重自身の書写にかかる。

この一巻の外、更に奉重は、金沢本第二次校訂に当り、宋刻本の借用に成功し、全巻についてこれを使用している。

それらは、多分、何れも重鈔本ではなく、実物の宋刻本であったであろう。校合のために、冷泉宮家本の文集旧鈔本も借用しているので、宋刻本の使用にも、何か特別の便宜があったのであろう。曾て図書允であった事も有利に作用したのかも知れない。

とすれば、奉重は白氏文集の本文校訂の過程で、自覚的であると否とに拘らず、鈔本・刻本に於ける正体及び別体の文字を比較するという、まことに得がたい経験をもしたに相違ない。

そういう経験をふまえ、奉重が、金沢本校訂作業の中で、正体の文字に如何に反応し、如何にこれを処理したか、この事を吟味するのに、以上の三巻はまことに相応しい資料といえる。但し、資料の性質上、別字に関し、当然、三巻のみにとどまらず、まますれ以外の巻にも及ぶのはいうまでもない。

以下、即物的に当面の必要箇所を挙げて検討する。

(一)本文元字が正字体であり、奉重がこれに加筆して別字に訂正している例

別字の問題に限っていえば、結果的には、奉重が、この三巻の正体文字を、他の十七巻に使用されている別字の方向に改めているともいえる。いま、それら各文字について、訂正例の多い順に従ってこれを挙げる。

①「職」 耳偏に加筆して「身」に改め、別字(表64参照)とした箇所、卷三十一に五ヶ所ある。また、別に、同じく「職」に加筆して「職」に改められた箇所、卷三十一に十六ヶ所、卷三十三に十二ヶ所がある。

外に、三巻とも「職」のままの個所が若干あり、校訂者の意図からすれば、これは失校といえよう。

三巻以外の十七巻では、正体の文字が尠ないため、用例も少いが、「職」に改められた個所が卷三十八に一ヶ所ある。

②「京」「景」「諒」「就」「涼」 加筆して「京」の部分は何れも「京」に改めてある。

「京」については、卷三十一、三ヶ所。卷三十三、一ヶ所。卷五十四、一ヶ所が認められる。

「景」については、卷三十三、卷五十四とも、夫々二ヶ所が認められる。

「諒」については、卷三十一、一ヶ所。卷三十三、十一ヶ所に認められる。

「就」については、卷三十一、二ヶ所に認められる。

三巻以外では、「景」(卷十七、一ヶ所)、「涼」(「涼」に改む。卷六十二、一ヶ所)の該当例がみられる。

③「両」 たて棒の上部に加筆して別字に改めている。表(134)参照。卷三十一、一ヶ所。卷五十四、十三ヶ所が認められる。

④「初」 衣偏に加筆して、示偏にし別字に改める例である。表(59)参照。卷三十三、一ヶ所。卷五十四、八ヶ所が認められる。尚、卷五十四、「重答劉和州」(2467)に奉重筆による鈔本よりの増校個所(「可惜……詩」ノ十四字)にみえる一字は、同じく別字に作る。

十七巻の方にも同例がみえ、卷五十二、六十八に夫々一ヶ所がみられる。

⑤「散」「斂」「斂」 旁に夫々加筆、「支」又は「𠂔」に改めている。表(42)(72)(138)参照。上字は、卷三十三に六ヶ所、中字は、卷五十四、一ヶ所が、また、下字は旁を「又」に改める。卷三十三に一ヶ所が、夫々認められる。

⑥「賞」 「ロ」に加筆して、「尸」とし別字に改めている。表(63)参照。卷三十一、五ヶ所。卷三十三、一ヶ所が認められる。

三巻以外にも、卷三十九・四十七に三ヶ所認められる。

⑦「悉」「審」「播」 何れも「ノ」画を抹消し、別字に改めている。表(5)(6)(10)参照。この字は、三巻でも正字の場合
は少なく、多く別字が使用される。三字とも、卷三十一、夫々一ヶ所宛認められる。

⑧「規」 偏に抹消及び一部に加筆し、これを「矢」に改め、別字体になっている。表(18)参照。卷三十一、四ヶ所、卷
三十三、二ヶ所が認められる。

⑨「籠」「官」 宀冠に加筆して穴冠にし、別字に改めている。表(9)参照。卷三十三、三ヶ所。卷五十四に一ヶ所認
められる。「官」は比較的多くみられるので表に掲げない。

⑩「典」 横棒の両端を塗抹して別字に改めている。表(102)参照。卷三十一、一ヶ所。卷三十三、二ヶ所が認められる。

⑪「罔」 本文原字、「囙」「罔」に作る。下字は正体の誤写か。加筆して「罔」にし、別字に改めている。卷三十
三に二例みられる。

⑫「紉」「糾」 旁を塗抹して「紉」とし、別字に改めている。卷三十一に二ヶ所認められる。

⑬「鶴」「推」 二字とも、偏の上部に「雨」を加筆して、別字に改めている。表(14)(15)参照。卷三十一・五十四に夫
々一ヶ所認められる。

⑭「底」「祇」 加筆して、夫々、別字に改めている。表(2)(99)参照。卷三十三に夫々一例認められる。

⑮「葉」 「世」の部分のみ塗抹し、「二五」を加筆し、別字に改めている。卷五十四に二ヶ所認められる。この字は、
次に述べる如く、三巻以外にも多く認められるので表には掲げなかった。

寧ろ三巻以外に同例は多く、卷六・一例、卷九・八例、卷十二・七例、卷十七・三例、卷二十一・一例、卷二十四・五
例、卷二十八・二例、卷五十二・六例、卷六十二・四例、卷六十五・三例がある。

尚、念のため末紹興刊本を全巻について調査した結果、この本でも「葉」は殆んど使用せられず、別字が大部分をしめ
ていた。

とすれば、この訂正は、或いは奉重が使用した宋本に拠ったと見做すことも可能である。但し、かかる性質の訂正には「摺本」というような、拠る本を註記していないので、何に拠ったか、確証は得られない。

①⑥ 「傑」 旁の上部に加筆し、別体に改めている。表⑧参照。卷三十三に二ヶ所認められる。

①⑦ 「鐵」 旁の一部に加筆して別字に改めている。表⑩参照。卷三十三に一ヶ所認められる。

①⑧ 「寬」 宀冠の下部に加筆して別字に改めている。表⑪参照。卷三十三に一ヶ所認められる。

①⑨ 「歿」 旁の「几」に加筆し、別字に改めている。表⑫参照。卷三十三に一ヶ所認められる。

②⑩ 「庶」 烈火の部分に加筆し「从」に改め、別字にしている。卷三十三に一ヶ所認められる。

②⑪ 「敵」 旁に加筆し「欠」に改め、別字にしている。卷三十三に一ヶ所認められる。

②⑫ 「夏」 加筆して別字に改めている。表⑬参照。卷三十一に一ヶ所認められる。

②⑬ 「亮」 「口」に加筆し別字としている。表⑭参照。卷三十一に一ヶ所認められる。

②⑭ 「忘」 「亡」を塗抹して改め、別字としている。表⑮参照。卷三十一に一ヶ所認められる。

②⑮ 「允」 元字の正字体を別字に改めている。表⑯参照。卷三十一に一ヶ所認められる。尚、卷三十九にも一例がみられる。

②⑰ 「戾」 「犬」に加筆して別字に改めている。表⑰参照。卷三十三に一ヶ所認められる。

三卷の中にみられる該当個所は以上であるが、十七卷の方にも、それ程多くはないが、まゝ正体の個所があり、その中に、奉重により加筆される場合も認められる。いま一括して、これを略記するに止める。

②⑱ 「弊」 ↓ 「弊」、卷十七・二十ヶ所。 「蔽」 ↓ 「蔽」、卷四十七・一ヶ所。 「盲」 ↓ 「盲」、卷五十二・一ヶ所。

「引」 ↓ 「引」、卷四十七・一ヶ所。 「臺」 ↓ 「臺」、卷六・一ヶ所。 「備」 ↓ 「備」、卷六・一ヶ所。

以上の①〜⑲の例のうち、多くのものは、単に元字に加筆して別体に改められているが、「典」「糾」「葉」「寬」「忘」

については、一度、別体の校注を書入れ、それに従って、元字を改めていて、手続上、少々丁寧に扱われている。

但し、同じ「典」でも、別の例では、単に横棒を塗抹して改める例もあり、改変の仕方の二方式として理解することが出来る。

(二)本文元字が別体の文字であり、奉重がこれに加筆して正体に改めた例
前の(一)とは逆の例である。用例は多くはない。

①「判」 元字「判」の偏の末画を抹消し、正体に改めた。卷三十一、九ヶ所。卷三十三に二ヶ所がみられる。

三卷に関しては、この一字が認められるだけである。更に、十七卷をみれば、次の例がある。一括して示す。

②「新」↓「料」、卷四十七・一ヶ所。外に、卷九に二ヶ所、該字に「料摺本」と旁記する。 「卒」↓「卒」、卷四十

七・四ヶ所。 「醉」↓「醉」、卷十二・二ヶ所。 「訶」↓「訶」、これは、元校注に「訶摺本」とあるので、宋本によ

り改めたのであろう。卷二十四・一ヶ所。 「牽」↓「牽」、卷二十四・二ヶ所、卷三十八・四ヶ所、卷三十九・四ヶ所、

卷五十二・一ヶ所。 「鑄」↓「鑄」、卷六十八・一ヶ所。

以上の(一)(二)を通じてみると、(二)の如く、別体を正体に改める例もあるが、これを全体としてみる時、奉重が、三卷に含まれる正体の文字を別体に改める方向にあることは明かである。つまり、宋刻本によって多くの正体の文字に接しはしたが、それによって奉重の別体の文字使用の実状に、殆んど変化がないことは否定すべくもなからう。

ここで、奉重が使用した宋刻本が、正体・別体の文字使用に関して、それがどの程度であったかは、無論、明瞭には計りがたいが、その点で推測し得るものとして、現存最古の南宋紹興年間刻本によって、若干これを検討してみよう。

奉重が金沢本の校訂に使用し、実際にその行間に校合注としてその本文の実態の一端を留めた摺本、つまり宋刻本が北宋本か南宋本であるかは、実は、これ迄のところ明かではない。ただ、校注の文字を紹興刻本と比べると、両者は必ずしも一致せず、その相違の程度からみて、両本は別種の本文であると思倣してよからう。

とはいえ、この事によって、直ちに奉重使用の本が北宋本であると断ずることは出来ない。何故ならば、南宋本というのは複数の種類が曾て存したかも知れず、刊行されたのは、紹興本一種ではないこともあり得るからである。

紹興本と同種の白氏文集刊本は、現在迄のところわが国には見当らないが、それと版式を同じくする元氏長慶集の零簡が金沢文庫に所蔵されているので、同版の白氏文集が曾てわが国に将来された可能性もなくてはなからう。

既に触れた通り、紹興本に於ける別体の文字は意外と思う程に多い。実は、これ迄宋刻本の別体文字に関してそれ程調べたことが無いので、それで意外と感じたまでのことで、或いは、これが宋本の実態なのかも知れない。

これを金沢本と比較してみると、そこで使用される別字が、紹興本では正体になっているような個所は確かに決して少くはない。

しかし、それが正体であることがとはいえ、多くの場合、ある一つの文字が全巻に亘り総て正体である場合は殆んど皆無であって、必ずや別字も混入している。

これは中国の刻本が数人の刻工者、更に版下職人の手に委ねられる事にも原因はあろうが、恐らくそれよりも、唐鈔本よりの影響も遺存し、当時、別字が猶広く流布していたという社会的背景をより重視すべきであろう。

正体とは別に、紹興本全巻から別体の文字を抄出し、それを眺めていると、近頃よく見かける異体字表なるものに掲げられた馴染深い文字の殆んどといえる程のものが含まれているのに気づいた。しかも、「葉」を「葉」とする例などは、全巻の九〇パーセント以上に及び、その正字は文字通り寥々たるものであるに過ぎない。

「與」なども使用されるが、同時に、別体の「与」の例もかなり多い。同様の例は甚だ多く「況」「況」、「條」「條」、「散」「散」「散」などの如く、正体・別体がかなり無造作に交っている。

そういう中に、「忘」「蔓」「曹」「橋」「策」「衰」「多」「規」「於」「典」「初」「寛」「況」「節」「等」「職」「凡」「葺」などに對する別体字は、枚挙にいとまがない位にみられる。

奉重使用の宋本がこの紹興本と別種の一本であったにしても、恐らく、その本の別字混入の実態は、これとそれ程大差はないと見做してよいであろう。

とすれば、奉重は宋本に遭遇することによって、確かに少なからざる正体の文字に触れるというまたとない機会を得たが、同時に、その本が別体文字についても同様に、その少なからざるものを混えている事をも承知したであろう。

その意味で、奉重にとって、宋本は正体のみ刻されたものではなく、従って、普通考えられる程には異質のものではなかったのではなからうか。

(三) 奉重により行間に書入れられた注字等の検討

前に挙げた(一)(二)は、何れも、奉重による元字の改変を伴う作業であった。ここでも、改変過程に若干触れることはあるが、本文はそのまま、主として、行間に書入れられた一種の校注から、奉重の正体や別字に対する反応に触れる。

これは校訂以前の本文書写の問題であるが、刻本の正体を書写する際に、思わぬ誤写が生じている例である。

鄭餘慶楊同懸等十人亡母追贈國夫人制(卷三十一、目)

高鉞等一十人亡母鄭氏等贈太君制(同)

の二文の全く同じ個所に於て、旁点の二字のうち、上字が、前例の刻本の個所では恐らく「亡」の如き形になっていたであろう(紹興本でも、同字に同じ形の個所を屢々見受ける)、書写者はその字をそれと似たように写し、後例では「亡」の如く書写し、その上、二例とも下字の「母」を上字につけて、元来二字であるのを一字に見做して書写した。

書写者が一字とみなして、ここをどう読んだかは明かでないが、第一次校訂の際、奉重もこれを先ず一字と見做した。前例の右旁に「晏歟」と一字のみを書入れたのがそれを明かに示す。

その後、他の本と校比したのであるが、本文の字を胡粉にて塗抹し、その上に「母」と二字として書き入れ、「亡」は別体に改めた。次で、前例の、用済の右旁の書入れをも塗抹した。

この二ヶ所の全く同じ誤りは、刻本にみえる正体の文字の方が、別体の「E」より、当時の人にとって、親近性がより少ないことによって生じたのであろう。

奉重は同じ巻(1528)で、再び「亡」二ヶ所に出会うが、今度は、その二字とも、加筆して正確な正体に改めている。と同時に、その同じ篇の中に、恐らく、正体の「忘」を「志」と誤写された個所があり、ここは「忌」に改めている。

似たような例をもう一つ、正体「鳥」について述べる。この字は正体の場合だと、誤写され易い。

鳥・鵜橋紅帶夕陽(巻五十四 2425)

に於て、旁点字「鳥」とあるべきを書写者、この巻では奉重が「鳥」に誤写した。奉重は菅家本(別字「鸞」)によって「鳥」の誤写と気づき、これを右旁に記入し、次で本文元字をも菅家本通りに改め、次で用済の校注も塗抹している。

この字については、同じ巻に、

鳥・鵜河頭氷尽銷(2454)

とあり、ここでは誤写はしなかったが、左旁に使い慣れた別字を書入れている。恐らく、確認のためであったであろう。この正体の「鳥」は、いわば、書写者泣かせの文字であるらしく、もう一ヶ所ある。

鳥摺本
鳥重胤……(巻三十三 1591)

ここでは本文の誤字「鳥」は訂正されずにあるが、左右旁に校注が施されていて、恐らく誤写として扱われている。

「鳥」そのものではないが、いわば同じ個所で、繰返し同じ誤を犯しているのも、もう一例附記する。

鳴・呼歿而無知則已(巻三十三 1580)

旁点字、正字にて「鳴」とあるべきを誤写した。右旁にその別体の字を注記し、それにより、加筆して本文を改め、次で用済の注記を塗抹してある。

この四例により「鳥」など、元来正体では「鳥」と誤られ易い文字ではあるが、謂わば、如何におずくとこれに接し

ていたかが分るであろう。

以上の例に限らず、正体の文字には比較的慣れていないためもあってか、他にも誤写されることが尠くない。更に、一、二例示すれば、

自挙賢良踐閣（卷三十一 1522）

に於て、「踐」の下一字脱字あることに気づき、補入するが「壹臺殿」の如く、「壹」を誤写している。

同様に、「八荒」（卷三十三 1571）の下字を正体にして「荒」（奉重、「蕉」旁記）と誤り、同じ文字を「荒外」（卷三十三 1572）では、「荒」（奉重、「蕉」旁記）と誤っている。

正体の文字には誤写が多いだけではない。その字の筆致そのものが、別体の場合に比べて、形が整わない例が屢々目に著く。例えば「橋」の正体は別体に比し遙かに劣るし、これは別の巻にある「悪」の正体などまことにぎごち無い。

これを奉重の筆による実例で示せば、卷五十四（2479）に「矯矯」という個所があり、奉重ははじめ下字を誤脱し、後に補ったが、それは別体である。上下の同字が、これが同一人の筆かと疑うばかりに、別体の方が自然に書かれている。

以上、正体の文字に対する、本文書写者及び奉重の接触ぶりをみれば、別字使用の場合と異なり、正体に対しては、自然さを欠き、慎重ならざるを得ないことは、奉重とても、当然承知していた筈である。

こういう事実をふまえて、次の諸例をみよう。何れも本文には正体が使用され、その別体の文字が旁記されている例である。

①河陰令韋同憲授南鄭令（卷三十一 1515）

②憲府之職（同 1519）

③仮壹郎憲職以命之（同 1529）

旁点字右旁に、①はその別字に「イ」を加えて書入れ、②③は「イ」を除き、何れも同字の別字を書入れてある。

④ 周知典故 (卷三十一 1523)

⑤ 典三礼 (卷三十三 1573)

⑥ 垂之而為典訓 (同 1577)

④⑥は右旁に別体 (⑥は合点を施す) を書入れ、⑤は左旁に別体を書入れてある。

以下、次の例を略記して挙げる。

⑦ 「籠」 (卷三十三 1580)、右旁に別体 (表⑨参照) を加う。

⑧ 「紉」 (同 1578)、右旁に別体 (表②参照) を加う。

⑨ 「傑」 (同 1579 ニケ所)、右旁に別体 (表⑩参照) を加う。

⑩ 「屬」 (同 1576)、左旁に別体 (表⑧参照) を加う。

⑪ 「俊」 (同 1578)、右旁に別字「隽_イ」を加う。

⑫ 「昇」 (同 1582)、右旁に別体「升_イ」を加う。

⑬ 「揖」 (同 1586)、右旁に別体 (表④参照) を加う。

⑭ 「等」 (同 1591)、右旁に別体「寸_イ」を加う。

⑮ 「叔」 (卷三十一 1520)、右旁に別体 (表⑥参照) を加う。

⑯ 「綱」 (同 1522)、右旁に別体「經」を加う。

⑰ 「充」 (同 1535)、右旁朱筆にて別体「死」を加う。

⑱ 「葦」 (卷五十四 2411)、右旁に別体 (表⑤参照) を加う。

⑲ 「携」 (同 2419)、左旁に別体「携_イ」を加う。

⑳ 「覓」 (同 2426)、右旁に別体 (表120参照) を加う。

②「鶯」(同 2465)、右旁に別体(表⑨参照)を加う。

以上の例は、何れも校合注のあるべき位置に書入れられたものであり、正体・別体の区別はあるにせよ、無論本来は両者は同字であり、従って、校行注とは全く性質を異にするものである。

そういう性質の一種の注記をこれだけ細密に施すことは、(一)に於ける正体文字の別体への改変のための抹消作業と比較すれば、これを如何に解すべきであろうか。

この事を検討するため、先ず、左の例を挙げる。(同じ改変の仕方は(一)にも認められる事は既に触れた通りである。)

①吏畏^{〔夏〕}日(卷三十一 1520)

②有邴吉之^{〔寛〕}裕(卷三十三 1585)

③今以彪^{〔寛〕}(官)久年高(同 1590)

④^{〔賞〕}(賞)不敢忘(同 1596)

以上の四例に於て、()内は本文元字に認められる正体の個所である。これを別字に改めるには、先ず右旁に別字を書入れ、次でそれに従って、()内の正字に加筆して、何れも別字に改め、その後、行間の書入れをも抹消してある。

正体を別体に改めるには、直接加筆して改変する場合もあるが、この四例の如く、二段階の手続がとられる場合もあり、はじめに挙げた(一)にもこの方式は多く、同様の例は外にも数多く認められる。

こういう改変の順序を勘案すれば、先に挙げた、行間に於て別字を校注の如く書入れた諸例は、改変前の、本文の正字を別字に改める前段階を示すものと解することもでき、若しそうとすれば、抹消の作業が加えられなかっただけの事となる。正字・別字に関する例以外にも、こういう、当然抹消の手続が加えらるべくして、実際には行われなかったと見做し得る例は全巻に亘って頗る多い。

その意味で、以上の(三)に於ける二十一例は、実質的には(一)の例と同様に扱って然るべきものとみられぬこともない。

この場合、(一)と(三)の例を質的に検討しても、特に、(一)に於てのみ改変が加えられるというような、文字そのものに関し特別な理由はなさそうである。

ただ余り性急に結論を急ぐつもりはない。もう少し吟味してみよう。

有顔師古陳叔達蘇頌輩（卷三十一 1516）

の旁点字は正体であるが、その右旁に、別字「蘓」の書きかけと思われる「魚」のみ空白の字が書入れられ、後これを塗抹している。これを復元してみると、途中で筆が止められているのが明瞭に分る。これなどは正体、別体に対する奉重の一種の揺れの存することを示すとも解せられ、興味深い例といえる。

こういう例よりすれば、奉重は確かに別字使用の現状を改めようとする方向には動いてはいないにせよ、さきに(二)に於てみたように、一方では、若干ではあるが、別字から正字に改めているような例もあり、その数が少ないからとて、こういう方向の存することも無視すべきではなからう。

また、

往歟
往安梧人可梧州刺史（卷三十三 1581）

の例に於ける、正体の「往」は、わが国では旁書の如く広く別体が使用されている。

そのため、本文にある正体に馴染が薄いためか、別体を旁記しつつ、やや疑問をも表明している。正字・別字に関し、この程度のことには、疑問が残るということは注意をひくが、或はこれはこの正体の文字に対する偽らざる氣持の表れともいえようか。ここにも正体に接することによって生じた一種の反応をみる事が出来る。

更に、次のような例もある。卷三十三「冊新廻鶻可汗文」（1571）「冊廻鶻可汗加號文」（1572）に引かれる三ヶ所の元本文「没密」の下字（改変の要なし）をすべて加筆して「蜜」に改める。この字はわが国では二字多く通用し、「密」は多く「蜜」に作る。ところが、

臣必〔審摺本〕(蜜)陳所見潛猷所聞↓密(卷四十一 1947)

の例では、摺本により「密」に改めている。(二)に於て挙げたような、摺本の文字を鈔本の文字により改めるのみでなく、その反対の例なども、これを丹念に点検すると更に見出される。

そういう例に該当するもう一例を、外の巻から挙げる。

早歳〔族魁〕從旅遊〔族魁〕頗諳時俗意(卷六 0237)

に於て、本文「旅」の「方」偏にやや戸惑っている有様が伺える。誤りであり、結局は抹消したが、左傍の書入れがこれを示している。この場合、手偏なら熟知する文字であり、結局は、右傍に書入れた文字に落付いたのであろう。

先に述べた、正字の誤写し易い例と共に、以上挙げた例をも考慮すれば、(三)の例、つまり、(一)の例の如く、それによって本文の正体文字に単純に加筆して、別体に改変せず、単に行間に別体を併記するに止めているような場合は、手続そのものとしても慎重であり、(一)との間に、若干ニュアンスを異にするものとも認められよう。

つまり、(一)に準じて、すべてを、注字として施された別体によって、やがて本文の正字を改変するための準備の意味にはとらずに、奉重に於ける、正字に対する別字よりの再確認であり、これと慎重に対処することと解することもできる。

私見としては、(三)の例に示されたごとき、別字を本文の正字に並記することには、それが(一)の場合とどれ程の差別があるかは明かではないが、少くとも、その書式には、それなりの独自の存在理由が認められるということである。

以上、(一)(二)(三)を通して、奉重の正字体文字への反応について検討した。そして、無雑作に正体文字を別体に改めるのではなく、仔細に点検すれば、それなりの確かな反応が示されていることも分ってきた。

その反応の実態をもう少し別の側面からさぐる意味で、最後に、奉重の白氏文集本文校訂の作業そのものをも一瞥する必要がある。

本稿に於て筆者は、金沢文庫本を正体別体字の資料としての立場から、これを扱ってきた。しかしこの本の校訂者豊原

奉重は、当然のことながら、本文校訂を第一義とし、正字・別字についての操作なども、実は、字体に対する問題意識というよりも、校訂本来の作業の一環としてのみ意義をもつものであるとみた方が、より適切であるかも知れない。

その中で、特に本文校訂作業の過程に於て宋刻本をどう扱い、どう位置づけたかは、別字検討の上でも本質的な係わりをもつと思われるので、少しくこの点に触れておく。

既に述べた如く、藤原道長は北宋よりの白氏文集を取得したが、宋刻本は爾来稀覯の秘籍としてわが国で珍重された。従って、平安以来行われた漢籍の本文校訂の作業圏内にも宋本は余り姿をみせていないらしい。敬して遠ざけられる類ともいえようか。

無論、宋本がこういう作業と全く無関係であるのではなく、白氏文集についてでも、例えば神田喜一郎氏蔵白氏新樂府の如く、平安末期以来、除々に校訂の作業圏内に入出するようになったのは確かである。

中国では、刻本の刊行に随い、その後何時しか鈔本は失われた。ところが、わが国ではこれと事情を異にし、特に漢籍の刊刻は余程時代が降ってから行われるようになることもあって、永く鈔本が中心であるのが実情である。

金沢本に於ける豊原奉重の白氏文集校訂作業も、唐代鈔本を承けるわが旧鈔本系統の本文を確定させる為に行われたとみられる。

繰返しいう如く、第二次校訂作業の段階で、宋刻本も使用された。このこと自体、わが漢籍校訂史上、画期的な事といえる。その宋刻本によって、旧鈔本の誤写・誤脱等がこれによって訂正される程度のことは無論屢々行われているが、本来、旧鈔本と宋刻本とでは本文の系統を異にし、従って、両本間の異同も尠くないのに、飽迄も旧鈔本が中心に据えられ、それと異なる個所が、宋本の本文に従って改変されるという事は、多少これを認め得るが、原則的には行われていない。つまり、宋刻本の金沢本校訂作業の中で置かれている位置は、一異本という扱いの範囲を出ることはない。

その中で、特に、今回の主たる資料である卷三十一・三十三・五十四の如く、その底本が宋刻本そのものである巻で

は、第三次校訂作業の段階で、旧鈔本系統の本文に従って、異同個所に多くの改変が加えられ、結局、宋本としての面影は、一部は、本文の行間に於ける校合注にその姿を留め、その他は、殆んど旧鈔本本文を採った結果抹消された。いま、宋本の原の姿は、纔かに、本文元字の復元的操作によってのみ見ることが出来る。⁽²⁾

校訂作業に於ける宋刻本の扱われ方は以上の通りである。はじめに触れた如く、今回取上げた別体文字の問題も、当然、この校訂作業の一環をなすものであり、その作業の基本的態度と無関係である筈はない。

問題となる卷三十一・三十三・五十四に於ける、数多くの抹消された正体の文字にしても、今回それを復元して取上げることが可能になったとはいえ、校訂作業の過程で、既に一度抹消されたものであるという事の意味を無視することは出来ないであろう。正字・別字の問題は、単なる文字の問題に止まらず、そのまま本文にも係わっている。

宋刻本が、金沢本の校訂過程で、一異本であるということ以上の扱いを受けなかったことと、宋刻本にみえる正体の漢字を特に尊重し、これを前面に取出さない点は、共に校訂作業過程に於ける同等の一貫した扱いと見做すことが出来る。

また、奉重にとって、この金沢本校訂作業そのものの負担が重く、別個の問題として、正字・別字という字体上の問題に迄深く立入る余裕がなかったともいう一面を考慮に入れるべきかも知れない。

筆者は正字・別字の問題を、この校訂作業の過程から切離し、一応形式的には独立した課題として扱うよう試みたが、ここに至って、結局、それは、いわば時期尚早であり、奉重に於けるこのことに関する独立した問題意識が稀薄なため、漢字に於ける正体・別体の問題として殆んど成立しないことを認めざるを得なくなった。

そのことは、また、奉重をはじめとして、(一)の例にも示されるごとく、当時の漢字に関係をもつ人士が、如何に別体字と密着して生きていたかを示し、そこに定着し、現状を改めることに殆んど無自覚であったかを明示している。平安時代以後、鎌倉時代のこの当時まで、まだそういう問題が惹起される契機がなかったともいえよう。

卷三十三(1593)に「鞞鼓」と正体で書かれた二字がある。これを仔細に検討すると、ともに、極く細筆にて加筆し、

「支」の部分が「皮」に改められていることが知られる（表(9)参照）。

偏と旁とのごく狭い字画間の空を縫うが如くに加筆された極く細い筆跡をみると、別字に対する当時の人々の密着性が、何か生々しく迫ってくるのを感じざるを得ない。

それにも拘らず、金沢文庫本卷三十一・三十三・五十四の三巻、及び他の巻全体をみると、先に挙げた(三)及び(二)の例をはじめとして、奉重が正字に対処したその例の中には、目立たぬものではあるが、校訂操作過程のものとは別の、謂わば、字体の問題として、正字そのものに対する一種の姿勢——或いは疑問として、或いは再確認として——を最後には認めざるを得なかった。

奉重は当時としては、宋刻本を校訂に使用するというまことに得がたい経験をし、それにより、字体の問題に関し、矢張それなりの影響は与えられたに相違ない。これだけ時間と労力を費して、旧鈔本・宋刻本という異種の本文や文字に取組んだ人間は、当時としては、極めて稀であった。

奉重は白氏文集の校訂作業という大業に生涯を捧げ、それに全精力を傾注した。その間にあって、以上述べてきた、(一)(二)(三)、わけてもその(三)にあげた例は、その校訂作業の中に見えがくれするかのようにみられる、当時としては殆んど類例のない正字と別字との一種の格闘、あるいは、両字体間に於ける文字認識に関する一種の揺れとも解し得る個所であり、われ／＼はそれを当時に即して、正当に評価しなくてはなるまい。そのあるものは、既に抹消されて表面には見えない文字であったり、元字とその加筆部が区別し難いこともあって、正体・別体に関する資料としては、これ迄研究者に気づかれぬままであったが、今回の復元的作業により、はじめて、以上述べた程度のこととは分ってきた。

ただ、これだけの貴重な経験が時代から孤立し、正字体に関する反応としては萌芽に過ぎない貴重な書入が、次の世代の人に受継がれて発展することもなく、時の流れのなすがままに、その流れの中に姿を消したに止まっていたのである。

(昭和五十五年四月三十日稿)

註

(1) 卷三十一・三十三とも、第二次校訂作業で、宋刻本との校合がなされている。ただ、摺本よりの校合注は見当たらないので、どのように行われたか明でない。本文の祖本が宋刻本であるのに、重ねて、宋本による校合が行われたことは、奉重がその事を知らなかったと解し得よう。

(2) 該当例を少しく挙げる。卷三十一・三十三・五十四の三巻の何れからでもよいが、奉重が底本として現に宋刻本を使ったと言明している卷五十四が最も適当であろう。

① 勸(酒)有残鶯↓醉 (2411)
〔醉音大府卿本〕
酒イ

()内は本文元字、それを↓の下の字に改変してある。「」は、校注を塗抹してある意。「酒」は宋刻本、「醉」は旧鈔本の夫々本文を示す。左旁注は、元字を抹消した後、元字をも残すため新たに奉重が書入れた。番号は作品番号を示す。以下④迄の例も、ほぼ同様の要領で改変されている。

② 被天(磨)折恰平均↓摩 (2419)
〔磨音〕

③ 安(敢)不躬親↓得 (2422)、「敢」の左旁「敢イ」あり
〔得音〕

④ 新(秋)水満池↓晴 (2428)、「秋」の左旁「秋イ」あり
〔晴音〕

以上の如く、旧鈔本・宋刻本が異なる場合、他の多くの例もこれと同様の操作によって、旧鈔本の本文に従い改変される。

⑤ 聊用知章用伸酬謝 (2418)
奉短篇音

「用知章」の三字左旁に墨「。」を施し、それを抹消。①〜④の如く、菅本に従い本文を改めてはいない。但し、ヲコト点は

鎌倉時代に於ける漢字字体に関する一資料について

注にのみ施され、実際には本文は読まれてはいないであろう。

⑥ 樹影霞光重疊深 (2440)
〔彩音〕

⑦ 形骸老倒雖堪歎 (2453)
〔深音〕

⑧ 祇從今日到明朝 (2454)
〔只音前音今音〕

以上の如く、行間に注記されるに止る例も尠くない。但し⑤の如く、校注の文には訓点が施される場合が多い。結局、この巻五十四は、本文・訓点とも、点本としての旧鈔本に従って実際に使用されることになる。

そして、この巻の校訂の仕方は卷三十一・三十三に於ても全く同様であり、また、方法としては、他の十七巻にも一貫している。そして、この本文校訂の操作は、正体・別体の文字についての扱いとも原則的に一致している。